

岩手県告示第480号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。

平成22年5月18日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 解除に係る保安林の所在場所 八幡平市相沢12の1から12の26まで、12の28から12の82まで
- 2 保安林として指定された目的 なだれの危険の防止
- 3 解除の理由 指定理由の消滅